

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示	
国土調査の指定(一七三・農山村振興課).....	1
地籍調査の成果の認証(一七四・農山村振興課).....	2
家畜伝染病を予防するための検査の実施(一七五・農畜産振興課).....	5
家畜伝染病を予防するための検査の実施(一七六・農畜産振興課).....	6
争議行為の予告(一七七・労働政策課).....	7
都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(一七八・都市計画課).....	7
河川区域の変更による廃川敷地等(一七九・河川砂防課).....	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定(一八〇・河川砂防課).....	8
秋田港湾湾計画の変更の概要(一八一・港湾空港課).....	9
開発行為に関する工事の完了(一八二・由利地域振興局建設部).....	9
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	10
議会規則	
秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則(二・政務調査課).....	11
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一九).....	11
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二〇).....	12
政治団体の解散の届出(二二).....	14
政治団体の収支に関する報告書(二二).....	16
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(二三).....	18
政治団体の収支に関する報告書(二四).....	18
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二五).....	19
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二六).....	19

## 告 示

秋田県告示第七十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十八年三月一日
- (二) 調査を行う者の名称  
秋田市  
調査地域  
秋田市大字河辺北野田高屋の一部  
調査期間  
平成十八年四月三日から平成十九年三月三十日まで
- (三) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十八年三月一日
- (四) 調査を行う者の名称  
横手市  
調査地域  
横手市大字大森町八沢木の一部  
調査期間  
平成十八年四月三日から平成十九年三月三十日まで
- (五) 調査の種類  
地籍調査  
指定年月日  
平成十八年三月一日
- (四) 調査地域  
大館市

(五) 大館市大字花岡町・粕田の各一部

調査期間

平成十八年四月三日から平成十九年三月三十日まで

(四) 調査の種類

地籍調査

(二) 指定年月日

平成十八年三月一日

(三) 調査を行う者の名称

男鹿市

(四) 調査地域

男鹿市五里合大字中石の一部

(五) 調査期間

平成十八年四月三日から平成十九年三月三十日まで

(一) 調査の種類

地籍調査

(二) 指定年月日

平成十八年三月一日

(三) 調査を行う者の名称

潟上市

(四) 調査地域

潟上市大字天王の一部

(五) 調査期間

平成十八年四月三日から平成十九年三月三十日まで

秋田県告示第七十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

(一) 調査を行った者の名称

大館市

(二) 成果の名称

大館市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

大館市大字早口の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十六年度及び平成十七年度

二・六二平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十八年三月二日

(二) 調査を行った者の名称

北秋田市

(二) 成果の名称

北秋田市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

北秋田市坊沢・綴子の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十六年度及び平成十七年度

一・三四平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十八年三月二日

(三) 調査を行った者の名称

山本郡藤里町

(二) 成果の名称

山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

山本郡藤里町大字粕毛の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十六年度及び平成十七年度

〇・八二平方キロメートル

(五) 認証年月日

平成十八年三月二日

(四) 調査を行った者の名称

男鹿市

(二) 成果の名称

男鹿市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

男鹿市船川港大字本山門前・小浜の各一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十六年度及び平成十七年度

- (五) 一・四九平方キロメートル  
 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 潟上市
- (二) 成果の名称  
 潟上市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 潟上市大字天王の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 ○・六〇平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 秋田市
- (二) 成果の名称  
 秋田市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 秋田市大字河辺畑谷・河辺豊成の各一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 ○・七〇平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 由利本荘市
- (二) 成果の名称  
 由利本荘市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 由利本荘市大字山内・大築の各一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 四・五〇平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 由利本荘市

- (八) 平成十八年三月二日  
 調査を行った者の名称  
 大仙市
- (二) 成果の名称  
 大仙市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 大仙市大字刈和野の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 ○・四一平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 仙北市
- (二) 成果の名称  
 仙北市の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 仙北市大字角館町山谷川崎の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 ○・六四平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 仙北郡美郷町
- (二) 成果の名称  
 仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域  
 仙北郡美郷町大字黒沢の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十六年度及び平成十七年度  
 一・七五平方キロメートル
- (四) 認定年月日  
 平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
 仙北郡美郷町

- (二) 横手市  
成果の名称
- (三) 横手市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
横手市大字増田町亀田の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
〇・四六平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十二) 湯沢市  
調査を行った者の名称
- (二) 湯沢市  
成果の名称
- (三) 湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市大字皆瀬の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
〇・七八平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十三) 雄勝郡羽後町  
調査を行った者の名称
- (二) 雄勝郡羽後町  
成果の名称
- (三) 雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
雄勝郡羽後町大字高尾田・新町の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
一・三八平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十四) 由利本荘市  
調査を行った者の名称
- (二) 由利本荘市  
成果の名称

- (三) 由利本荘市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利本荘市大字矢島町川辺の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
二・九九平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十五) 大仙市  
調査を行った者の名称
- (二) 大仙市  
成果の名称
- (三) 大仙市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
大仙市大字協和境・協和船岡の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
四・〇六平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十六) 仙北郡美郷町  
調査を行った者の名称
- (二) 仙北郡美郷町  
成果の名称
- (三) 仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡美郷町大字金沢の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
〇・八五平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十八年三月二日
- (十七) 横手市  
調査を行った者の名称
- (二) 横手市  
成果の名称
- (三) 横手市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域

- (四) 横手市大字十文字町仁井田・十文字町佐賀会の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
〇・五〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
横手市
- (一八) 湯沢市  
調査を行った者の名称  
平成十八年三月二日
- (二) 成果の名称  
湯沢市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯沢市大字上院内の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十七年度  
〇・二〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十八年三月二日
- (一九) 調査を行った者の名称  
由利本荘市  
成果の名称  
由利本荘市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利本荘市大字東由利館合の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
二・八二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十八年三月二日
- (二一) 調査を行った者の名称  
横手市  
成果の名称  
横手市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
横手市大字雄物川町大沢の一部  
実施年度及び認証面積

- 平成十六年度及び平成十七年度  
二・八二平方キロメートル  
認証年月日  
平成十八年三月二日
- (五) 調査を行った者の名称  
横手市
- (二一) 調査を行った者の名称  
横手市
- (二) 成果の名称  
横手市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
横手市大字山内平野沢・山内筏の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度  
〇・四七平方キロメートル  
認証年月日  
平成十八年三月二日
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十六年度及び平成十七年度
- (三) 横手市大字山内平野沢・山内筏の各一部
- (二) 横手市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (一) 横手市

秋田県告示第百七十五号

一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的  
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病の発生を予防するため
- 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区分	区	域	種類及び範囲
ブルセラ病及び結核病の検査	県内全域		家畜又はその死体の種類及び範囲 実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めたる牛

<p>馬伝染性貧血の検査</p>	<p>伝達性海綿状脳症の検査</p>	<p>ヨ―ネ病の検査</p>
<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>(一) 能代市 横手市 男鹿市 湯沢市 由利本荘市 北秋田市 にかほ市 上小阿仁村 藤里町 三種町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村 羽後町 東成瀬村</p> <p>(二) 羽後町</p> <p>(三) 県内全域</p>
<p>平成十八年四月一日前五年間において当該疾病の検査を受けていない馬(生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。)及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた馬</p>	<p>実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満のものを除く。)</p>	<p>実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している乳用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)</p> <p>実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)</p> <p>実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた牛</p>

<p>豚コレラ、オ―イヌキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢の検査</p>	<p>家きんサルモネラ感染症の検査</p>	<p>腐蛆<sup>モ</sup>病の検査</p>
<p>湯沢市 鹿角市 由利本荘市 にかほ市 小坂町 羽後町 東成瀬村</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>
<p>実施する区域で飼育されているみつばちの群</p>	<p>実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた鶏、あひる、うずら及び七面鳥</p>	<p>実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた豚</p>

三 実施期日及び場所

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

- (一) プルセラ病、結核病、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第二項に定める方法による。
- (二) 豚コレラ、オ―イヌキ―病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。
- (三) 家きんサルモネラ感染症及び腐蛆<sup>モ</sup>病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第百七十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 実施の目的  
ブルータング、アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため
- 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	種 類 及 び 範 囲
ブルータング、アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	家畜又はその死体の種類及び範囲 これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認められたもの

- 三 実施期日及び場所  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 四 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第百七十七号

平成十八年二月二十四日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

- (一) 賃金の改善に関する事。
- (二) 諸手当の改善に関する事。
- (三) 要員確保に関する事。
- (四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十八年三月十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたつて行つ。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地

鹿角組合総合病院

北秋田市花園町十番五号  
能代市落合字上前田地内  
山本郡山本町森岳字田尻百七番地  
南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七番地  
秋田市飯島西袋一丁目一番一号  
由利本荘市川口字家後三十八番地  
大仙市大曲通町一番三十号  
横手市駅前町一番三十号  
湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地  
秋田市八橋南二丁目十番十六号

北秋中央病院  
山本組合総合病院  
山本組合総合病院  
森岳診療所  
湖東総合病院  
秋田組合総合病院  
由利組合総合病院  
仙北組合総合病院  
平鹿総合病院  
雄勝中央病院  
秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

大館都市計画道路（三・四・十号中央線）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

大館市小館花字山根ヒト口、字象ヶ鼻、青葉町、字八幡沢岱、泉町、字一心院南、常盤木町、字新町、字大町、字大館、字長倉、字長木川南、字水門前、字川中一本柳、御成町四丁目、御成町三丁目、御成町二丁目、御成町一丁目、字板子石境並びに釈迦内字上袋、字塚の台、字街道上及び字稲荷山下の一部

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

- (二) 北秋田市鷹巣字東中代七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課
- (三) 大館市字中城二十番地 大館市建設部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十八年三月十日(金) から同月二十四日(金) まで

秋田県告示第七十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の種類 一級河川 旧小猿部川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年六月二十九日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
北秋田市脇神字川戸沼内悪戸二百三十七番	土 地	四四一・七二平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
平成十八年三月十日

秋田県知事 寺田典城

区域名	
郡市 町村 大字 字	区
地	域
番	

関口戸 湯沢市関口字戸沢

五二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、五四番、五五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、五六番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、五六番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、七九番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七九番三、七九番四の一部(次の図に示す部分に限る。)、八一番、八二番、八三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、八三番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、八三番三の一部(次の図に示す部分に限る。)、八四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一一五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一一六番、一一七番、一一九番、一二一番、一二二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二二番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二三番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二三番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二四番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二八番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一二九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一三〇番、一三一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、一三二番



<p>湯沢市関口字戸沢山</p>	<p>二番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二二三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二二四番、二二五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、二二五番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、二二六番、水路敷(次の図に示す部分に限る。)、及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>岩台</p>	<p>雄勝郡羽後町飯沢字桜峠</p>
<p>雄勝郡羽後町飯沢字岩台</p>	<p>三二番の一部(次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>三五番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、六六番二、六七番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、七二番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七三番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七四番一、七四番二、七五番一の一部</p>	<p>三二番の一部(次の図に示す部分に限る。)</p>

(次の図に示す部分に限る。)、七五番三、七六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、七七番、七七番一、七七番二、七八番一、七八番二、七九番一、七九番二、八〇番一、八〇番二、八一番の一部(次の図に示す部分に限る。)、八二番、八三番、八四番、八五番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、八五番二、八六番の一部(次の図に示す部分に限る。)、八七番一の一部(次の図に示す部分に限る。)、八七番二の一部(次の図に示す部分に限る。)、八八番、八九番の一部(次の図に示す部分に限る。)、九〇番の一部(次の図に示す部分に限る。)、水路敷(次の図に示す部分に限る。)、及び道路敷(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第百八十一号

秋田港港湾計画の変更について、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第七項の規定による国土交通大臣の通知を受けたので、同条第九項の規定に基づき、当該変更の概要を次のとおり公示する。

平成十八年三月十日

秋田港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 寺 田 典 城

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を建設交通部港湾空港課及び秋田港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年十一月三十日付け指令由建 二千百七十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

公 告

平成十八年三月十日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 秋田市保戸野千代田町二番四十三号  
 三光不動産株式会社  
 代表取締役 岩 本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 にかほ市平沢字長表四十三番一、四十四番、四十五番、四十七番及び四十九番

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年三月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

北秋田市栄字太田六番地五 長谷川 正  
 七日市字田ノ沢百十四番地 長 岐 洋 一  
 坊沢字善千鳥坂八十六番地 長 崎 克 彦  
 " 字水上沢四十三番地 佐 藤 重 光  
 " 字相善岱尻三十二番地 成 田 忠 義  
 脇神字石ノ巻百九十一番地 畠 山 国 芳  
 小森字小森三十番地 中 林 藤 一 郎  
 脇神字脇神田ノ内五十五番地 花 田 隆 一  
 " 字塚ノ岱百六番地 畠 山 義 徳  
 " 字槐岱道上二十二番地 中 嶋 忠 一 郎  
 栄字向前田六十九番地 小 坂 吉 三  
 七日市字葛黒八番地 堀 部 栄 一  
 前山字後長根三十二番地二 藤 田 栄 正  
 脇神字脇神田ノ内八十一番地 佐 藤 文 信  
 米代町三番十四号 相 馬 松 蔵  
 七日市字三ノ渡六十三番地 三 上 寛  
 今泉字今泉九十一番地一 簾 内 孝 太 郎  
 " 字今泉五十番地 成 田 金 正  
 " 字根立場二番地百七十八 丹 寛 美

北秋田市今泉字根立場四十五番地 成 田 徳 男  
 " 字大堤岱十四番地三 成 田 由 美  
 " 字上悪戸四十二番地三 仲 村 弘 文  
 " 字大堤岱十二番地 仲 谷 末 知  
 " 字今泉七十六番地 成 田 哲 美

二 就任理事の住所及び氏名

北秋田市七日市字田ノ沢百十四番地 長 岐 洋 一  
 前山字後長根三十二番地二 藤 田 洋 正  
 脇神字脇神田ノ内八十一番地 佐 藤 文 信  
 " 字脇神田ノ内七十番地 花 田 公 明  
 坊沢字善千鳥坂八十六番地 長 崎 克 彦  
 脇神字石ノ巻百九十一番地 畠 山 国 芳  
 栄字下夕前田二十番地 碓 谷 喜 寛  
 大町六番三号 和 田 利 彦  
 鷹巣字西大柳岱四十六番地 成 田 光 弘  
 今泉字今泉九十一番地一 簾 内 孝 太 郎  
 小森字小森三十番地 中 林 藤 一 郎  
 脇神字塚ノ岱百六番地 畠 山 義 徳  
 " 字槐岱道上二十二番地 中 嶋 忠 一 郎  
 栄字太田六番地五 長 谷 川 正  
 七日市字三ノ渡六十三番地 三 上 寛  
 " 字葛黒八番地 堀 部 栄 一  
 今泉字今泉五十番地 成 田 金 正  
 坊沢字水上沢四十三番地 佐 藤 重 光

三 退任監事の住所及び氏名

北秋田市小森字小森百一番地 佐 藤 三 七  
 坊沢字屋敷六十二番地 木 村 常 蔵  
 脇神字中金堀百四十番地二 中 嶋 三 郎  
 今泉字大堤下七番地四 簾 内 藤 太 郎  
 " 字大堤脇十二番地三 武 田 響 一  
 " 字上野二番地一 簾 内 豊

四 就任監事の住所及び氏名

北秋田市小森字小森百一番地 佐 藤 三 七  
 坊沢字深沢百三十二番地 石 井 文 雄  
 脇神字中金堀百四十番地二 中 嶋 三 郎  
 坊沢字深関街道下三十七番地三 武 田 富 一 雄

議 会 規 則

秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年三月十日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

秋田県議会規則第二号

秋田県議会傍聴規則の一部を改正する規則

秋田県議会傍聴規則（昭和三十五年秋田県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（様式第一号）および」を「及び」に改め、「（様式第二号）」を削る。

第五条第一項中「（様式第三号）」を削り、「および」を「又は」に、「かえる」を「代える」に改める。

第六条中「、氏名および年齢等所定の事項」を「及び氏名」に改める。

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島山たみこ後援会	松橋 三郎	島山 徳美	山本郡二ツ井町小繋字前田六番地	平成十八年二月二日
松谷福三後援会	工藤 浩	塚本 鋼蔵	能代市日吉町十九番一号	〃
佐々木勇後援会	佐々木 千穂子	佐々木 勇	にかほ市金浦字南金浦七番地二	平成十八年二月三日
佐々木勝理後援会	今野 敬夫	佐々木 さち子	にかほ市象潟町字浜畑五十九番地三	平成十八年二月七日
荘司範彦後援会	池田 稼志男	荘司 かおる	にかほ市伊勢居地字南野七十七番地	平成十八年二月十日
長谷川誠後援会	小川 勇	長谷川 恵子	にかほ市象潟町字浜山百二十六番地百三十六	〃
斎藤修市後援会	伊藤 範雄	伊東 俊孝	にかほ市三森字浜田百三十六番地	平成十八年二月十六日
藤嶋絹蔵後援会	三浦 友治	津谷 貞夫	北秋田市材木町一番一十一号	平成十八年二月十七日

本則に次の一条を加える。  
(補則)  
第十七条 この規則の施行に關し必要な事項は、議長が別に定める。  
様式第一号から様式第三号の二までを削る。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十八年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

二 その他の政治団体	政治団体の名称		自由民主党秋田県看護連盟支部		自由民主党八郎潟支部	自由民主党十文字町支部	内 容	
	異動事項		代表者	代表者				代表者
	主たる事務所の所在地		代表者	代表者	代表者	代表者		届出年月日
	会計責任者		代表者	代表者	代表者	代表者		
新		南秋田郡八郎潟町字一日市二百六十七番地二	菊地勝仕	大信田由紀子	沓澤恵二	齊藤次雄	平成十八年二月十七日	
旧		南秋田郡八郎潟町字一日市三百三十一番地一	土橋吉晴	石川鋭子	佐藤吉雄	佐藤征夫	〃	

一 政党

秋選管告示第二十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年三月十日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

戸部幸晴後援会	小野幸喜	男鹿市払戸字渡部百三十三番地	平成十八年二月二十日
池田好隆後援会	須田豊一	にかほ市象潟町字四丁目塩越二百八十二番地	平成十八年二月二十二日
正友会	佐々木隆	横手市大森町八沢木字中房五番地六	〃
菅原隆文後援会	成田具世	山本郡二ツ井町字比井野三十八番地	平成十八年二月二十四日
新林弘夫後援会	吉田祐康	北秋田市米内沢字中道岱八十一番地	平成十八年二月二十八日
	新林好一		
	菅原田津子		

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
政治団体の名称	異動事項	新	届出年月日
秋田・これいい会？	主たる事務所の所在地	秋田市山王中園町九番二十八号	平成十八年二月一日
秋田県農協政治連盟秋田みなみ支部	会計責任者	吉田公諭	平成十八年二月三日
土田与七郎後援会	代表者	土田正俊	
秋田県商店街政治連盟	会計責任者	加藤 豊	平成十八年二月六日
秋田県中小企業団体政治連盟	主たる事務所の所在地	秋田市飯島道東二丁目二十一番十七号	平成十八年二月七日
秋田県土地家屋調査士政治連盟	主たる事務所の所在地	秋田市飯島道東二丁目二十一番十七号	
秋田県農協政治連盟かづの支部	主たる事務所の所在地	秋田市山王六丁目一番一号	
伊藤秋雄後援会	代表者	伊藤 昭二	
児玉信長後援会	会計責任者	児玉 忠幸	
見田順一後援会	代表者	小 玉 勝 紀	平成十八年二月八日
船木正博後援会	代表者	今川 寅太郎	
JAM秋田政治連盟	代表者	照井 兼 藏	平成十八年二月九日
秋田県鮎商生活衛生同業組合政治連盟	代表者	伊 藤 勉	平成十八年二月十日
平鹿建設産業政治連盟	代表者	伊 藤 勉	平成十八年二月十三日
	代表者	佐藤 静夫	
	代表者	田中 康道	
	代表者	伊藤 俊悦	
	代表者	高橋 雪松	
	代表者	武茂 礼治	
	代表者	佐藤 静夫	
	代表者	福田 義助	
	代表者	渡邊 利美	
	代表者	船木 長四郎	
	代表者	中川 春正	
	代表者	小林 誠	
	代表者	伊藤 正一	
	代表者	成田 実	
	代表者	秋田市山王六丁目一番十三号	
	代表者	秋田市飯島川端二丁目八番三十三号	
	代表者	秋田市飯島川端二丁目八番三十三号	
	代表者	加藤 清	
	代表者	土田 長一郎	
	代表者	伊藤 昭光	
	代表者	秋田市川尻町字大川反百九番地三	
	代表者	加藤 清	
	代表者	土田 長一郎	
	代表者	伊藤 昭光	
	代表者	秋田市川尻町字大川反百九番地三	
	代表者	加藤 清	
	代表者	土田 長一郎	
	代表者	伊藤 昭光	
	代表者	秋田市川尻町字大川反百九番地三	
	代表者	加藤 清	
	代表者	土田 長一郎	
	代表者	伊藤 昭光	
	代表者	秋田市川尻町字大川反百九番地三	
	代表者	加藤 清	
	代表者	土田 長一郎	
	代表者	伊藤 昭光	
	代表者	秋田市川尻町字大川反百九番地三	

多賀谷専一後援会	秋田県飲食業組合政治連盟	野呂田芳成五城目町後援会	野呂田芳成飯田川町後援会	能代商工政和会	成田正雄後援会	庄司憲三郎後援会	佐藤むねよし後援会	芹田正嗣後援会	大山義昭後援会	伊藤ひろし後援会				
代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者				
土佐武	鈴木清	石井政勝	斉藤敏夫	丸岡明	山木雄三	鎌田久雄	佐々木松寿	松岡茂	澤山巖	仙北市西木町門屋字六本杉三十番地三	佐藤むねよし後援会	岡崎春美	納谷孝三	谷欽作
藤島美代治	黒坂明	佐々木勝太郎	小玉順一郎	長岡聖一	寺田良照	佐々木松寿	伊藤謙一	庄司堅一	鶴田恭悦	仙北市西木町小淵野字山崎百二十四番地	佐藤宗善後援会	鈴木一彦	大山義司	伊藤清彦
平成十八年二月二十七日	平成十八年二月二十四日	〃	〃	平成十八年二月二十三日	平成十八年二月二十日	〃	平成十八年二月十七日	〃	〃	平成十八年二月十四日	〃	〃	〃	平成十八年二月十四日

秋選管告示第二十一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

平成十八年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

その他の政治団体

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
茂木成後援会	茂木昭雄	平成十七年十二月三十一日	平成十八年二月一日
佐々木忠雄後援会	池田甚之助	〃	平成十八年二月三日
三浦泰治後援会	佐藤慧一	〃	〃
加藤勲後援会	橋村誠	〃	平成十八年二月六日
佐々木恒男後援会	佐々木巖	平成十八年二月一日	〃
藤本久恵後援会	畠山彦一郎	平成十七年十二月三十一日	〃
佐藤清後援会	熊谷福治郎	平成十七年十二月三十日	平成十八年二月七日
見田順一後援会	今川寅太郎	平成十八年二月二十日	平成十八年二月八日
佐藤良徳後援会	佐藤通洋	平成十八年二月五日	平成十八年二月九日
山内清種後援会	畠山運蔵	〃	平成十八年二月十日
土田徹夫後援会	加賀秀敏	平成十七年九月二十日	平成十八年二月十三日
森沢徳夫後援会	鈴木繁美	平成十七年十二月三十一日	〃
佐々木松美後援会	佐々木照子	〃	平成十八年二月十四日
小山田トシ後援会	星宮一枝	平成十七年十一月二十七日	平成十八年二月十六日
ささき良英後援会	佐々木良規	平成十七年十二月三十日	〃

眞坂孝衛後援会	眞坂孝衛	平成十八年二月二十日	平成十八年二月十六日
石山与一後援会	高橋進一郎	平成十七年十二月三十一日	平成十八年二月十七日
くまさわ龍雄後援会	栗谷孝治	平成十八年二月十二日	平成十八年二月二十日
小松俊彦後援会	小松忠	平成十七年十二月三十日	平成十八年二月二十一日
加藤光裕後援会	伊東富蔵	平成十七年十二月三十一日	平成十八年二月二十三日
三森安幸後援会	佐藤孝雄	〃	〃
大久保伸一後援会	武藤孝博	平成十七年十二月二十八日	平成十八年二月二十四日
湯沢雄勝栗林次美後援会	藤原広夫	平成十八年一月二十九日	〃
斎藤好三後援会	佐々木英明	平成十七年十二月三十日	平成十八年二月二十八日
三浦彦一後援会	尾留川嘉一郎	〃	〃

秋選管告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会 田中伸一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 佐藤良徳後援会

報告年月日 平成18年2月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 支出の内訳

政治活動費

その他の経費

合計

政治団体の名称 山内清種後援会

報告年月日 平成18年2月10日

4,000円

4,000円

0円

4,000円

4,000円

4,000円

4,000円



ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 23,365円  
 前年からの繰越額 0円  
 本年の収入額 23,365円  
 (イ) 支出総額 23,365円  
 イ 収入・支出の内訳  
 (ア) 収入の内訳

寄附 23,365円  
 個人からの寄附 23,365円  
 【寄附の内訳】  
 個人からの寄附 23,365円  
 山内 清種

合 計 23,365円  
 (イ) 支出の内訳 23,365円  
 経常経費 13,245円  
 備品・消耗品費 13,245円  
 政治活動費 10,120円  
 機関紙誌の発行その他の事業費 10,120円  
 宣伝事業費 10,120円  
 合 計 23,365円

政治団体の名称 佐々木松美後援会  
 報告年月日 平成18年2月14日  
 ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 181,155円  
 前年からの繰越額 131,493円  
 本年の収入額 49,662円  
 (イ) 支出総額 181,155円  
 イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳  
 寄附 49,662円  
 個人からの寄附 49,662円  
 【寄附の内訳】  
 個人からの寄附 49,662円  
 佐々木 松美  
 合 計 49,662円

(イ) 支出の内訳 30,000円  
 経常経費 30,000円  
 人件費  
 政治活動費 151,155円  
 組織活動費 151,155円  
 合 計 181,155円

政治団体の名称 ささき良英後援会  
 報告年月日 平成18年2月16日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 15,000円  
 前年からの繰越額 15,000円  
 本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 190円  
 政治団体の名称 三浦彦一後援会  
 報告年月日 平成18年2月28日  
 ア 収入・支出の総額 190円  
 (ア) 収入総額 190円  
 前年からの繰越額 190円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 190円  
 イ 収入・支出の内訳  
 (ア) 支出の内訳 190円  
 経常経費 190円  
 備品・消耗品費 190円  
 合 計 190円

2 収入及び支出のない団体  
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
茂木成後援会	平成18年2月1日
佐々木忠雄後援会	平成18年2月3日
三浦泰治後援会	"

加藤勲後援会		平成18年2月6日
佐々木恒男後援会		"
藤本久恵後援会		"
佐藤清後援会		平成18年2月7日
見田順一後援会		平成18年2月8日
土田徹夫後援会		平成18年2月13日
森沢徳夫後援会		"
小山田トシ後援会		平成18年2月16日
眞坂孝衛後援会		"
石山与一後援会		平成18年2月17日

くまざわ龍雄後援会		平成18年2月20日
小松俊彦後援会		平成18年2月21日
加藤光裕後援会		平成18年2月23日
三森安幸後援会		"
大久保伸一後援会		平成18年2月24日
湯沢雄勝栗林次美後援会		"
齋藤好三後援会		平成18年2月28日

秋選管告示第二十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
大 関 衛	県議会議員 (現職)	大関衛後援会	主たる事務所 の所在地	湯沢市字鶴館二十九番地四セント ラルビル二階二百一	湯沢市川連町字大館九十三番地七	平成十八年二月六日
大 関 衛	県議会議員 (現職)	翔衛会	資金管理団体の 名称	翔衛会	大関衛後援会	平成十八年二月十七日

秋選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、  
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基

づき、その要旨を公表する。

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 平成18年2月28日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨  
 平成16年分  
 政党

政治団体の名称 自由民主党六郷支部

報告年月日 平成18年2月14日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党秋田県支部連合会

合計

(イ) 支出の内訳

経常経費

人件費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

合計

秋選管告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、

収入総額	375,712円
前年からの繰越額	97,112円
本年の収入額	278,600円
支出総額	334,471円
収入・支出の内訳	48,600円
個人の負担する党費又は会費	36人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	230,000円
自由民主党秋田県支部連合会	230,000円
合計	230,000円
支出の内訳	288,054円
経常経費	200,500円
人件費	50,964円
備品・消耗品費	36,590円
事務所費	46,417円
政治活動費	46,417円
組織活動費	46,417円
合計	334,471円

次のとおりである。

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、一七八  
 三分の一の数 二二六、四八一

秋選管告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年三月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八五、〇〇〇
能代市	一四、五九七
横手市	一〇、八六五
大館市	一七、九四二
本荘市	一一、一八七
男鹿市	八、二五八
湯沢市	九、二九〇
大曲市	一〇、六一九
鹿角市鹿角郡	一一、三九八
北秋田郡	一七、七三八
山本郡	一三、一三〇
南秋田郡	一九、七七九
河辺郡	五、一七六
由利郡	二〇、六三三
仙北郡	三一、四六二
平鹿郡	一八、二二八
雄勝郡	一一、三四三

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄